

ライブアシスト松江訪問看護ステーション運営規定

（経営理念）

第1条 株式会社ライブアシストが運営する「ライブアシスト松江訪問看護ステーション（以下ステーション）」が行う指定訪問看護事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他従事者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが・要介護等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護（以下「訪問看護」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

（運営基本方針）

第2条 ステーションの看護師等は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能維持回復を目指して支援する。事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地を、次のとおりとする。

名 称：ライブアシスト松江訪問看護ステーション

所在地：島根県松江市東出雲町6丁目4-1

（従業員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

・管理者 看護師 1名

管理者は、所属職員を指導し、適切な事業の運営が行なわれるように総括する。

・職員 看護師又は准看護師 2名以上

訪問看護計画書および報告書を作成（准看護師を除く）し、訪問看護を担当する。

（営業日及び営業時間）

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、株式会社ライブアシスト就業規則に準じて定めるものとする。

1. 営業日は年中無休とする。
2. 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。
3. 電話等により24時間連絡が可能な体制とする。

（指定訪問看護の提供方法）

第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

1. 訪問看護の利用者がかかりつけ医師に申し込み、医師が交付した訪問看護指示書に基づいて、看護計画を作成（准看護師を除く）し、訪問看護を実施する。
2. 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
3. 利用希望者に主治医がいない場合は、適切な主治医を紹介する。
4. 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者又は地域包括支援センターとの連携を図る。

（訪問看護の内容）

第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。

1. 病状、障害の観察
2. 清拭、洗髪等による清潔の保持
3. 食事および排泄等日常生活の世話
4. 褥傷の予防・処置
5. リハビリテーション
6. ターミナルケア
7. 認知症患者の看護
8. 療養生活や介護法の指導
9. カテーテル等管理（経管栄養、自己導尿、胃薬管理等）
10. その他、医師の指示による医療処置

（通常の事業の実施地域）

第8条 松江市とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行なうものとする。

主治医に連絡が困難なときは、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。

（介護保険法の指定訪問看護の利用料）

第10条 訪問看護を提供した場合その費用法定代理受領の利用料については1割又は2割又は3割負担分、厚生労働大臣が定める基準（告示上の報酬額）によるものである。

- 2 前項の支払いを受ける場合には、ご利用者様又はそのご家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（その他運営についての留意事項）

第11条 ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、又業務体制を整備する。

- ・従業者は業務上知り得た秘密を保持する。
- ・従業者であった者に、業務上知り得た秘密を保持させるため従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従事者との雇用契約の内容とする。

（虐待防止に関する事項）

第12条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講ずる。

- （1）虐待防止に関する担当者の選定
- （2）成年後見制度の利用支援
- （3）苦情解決体制の整備
- （4）従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- （5）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催
- （6）虐待の防止のための指針の整備
- （7）虐待の早期発見、市・地域包括支援センターへの相談・通報

(業務継続計画の策定等：BCP)

第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時の業務継続計画を策定し、業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的実施する。

2 定期的に現行計画の検証・見直しを図る。

附 則

この規定は 平成25年 9月 2日より施行する。

この規定は 平成28年 9月 1日より施行する。

この規定は 令和 2年 2月 1日より施行する。

この規定は 令和 6年 6月 1日より施行する。

この規定は 令和 7年 9月 1日より施行する。